

米国の関税措置に係る兵庫県経済対策会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米国の関税措置に係る兵庫県経済対策会議開催要綱3（7）の規定に基づき、米国の関税措置に係る兵庫県経済対策会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の制限)

第2条 会議の運営を補佐する職員は、会場整理のために必要があると認めるときは、傍聴券（別記様式）を発行し、傍聴者を制限することができる。

2 前項の規定によって傍聴券を発行したときは、傍聴券を持たない者は、入場してはならない。

(入場の禁止)

第3条 次の各号の一に該当する者は、入場してはならない。

- (1) 銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 拡声器、無線機の類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は、会議の運営を補佐する職員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 異様な服装をしないこと。
- (3) 喫煙をしないこと。
- (4) 会議の言論に批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (5) 私語、談笑、拍手等会議を妨害するような行為をしないこと。
- (6) 許可を受けないで撮影、録音等をしないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱すような言動をしないこと。

(退場命令)

第5条 会議を主宰する者は、傍聴者がこの規則に違反したときは、その者に退場を命ずることができる。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別記)

No.

傍 聴 券

日 時 令和 年 月 日 () 時～ 時

場 所

傍聴者 氏名

住所

※ 本券は当日限り有効です。また、本券は必ず携帯してください。

兵庫県産業労働部地域経済課